# 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 平成25年4月22日

【発行者名】 シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 水嶋 浩雅

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

【事務連絡者氏名】 山口 節一

【電話番号】 03-5208-5211

【届出の対象とした募集内国投 日経平均ブル2倍上場投信

資信託受益証券に係るファン

ドの名称】

【届出の対象とした募集内国投 当初自己設定 100億円を上限とします。

資信託受益証券の金額】 継続申込期間 1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

日経平均ブル2倍上場投信

(以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。)

## (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託(契約型)の受益権(以下「受益権」といいます。)です。

当初元本は1口当たり、10,000円とします。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社(以下「委託会社」または「委託者」といいます。)は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

#### (3)【発行(売出)価額の総額】

当初自己設定 100億円を上限とします。

継続申込期間 1兆円を上限とします。

### (4)【発行(売出)価格】

当初自己設定 1口当たり10,000円とします。

継続申込期間 取得申込受付日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、当ファンドにおいては1口当たりの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

< 照会先 >

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

電話番号 03-5208-5211

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

ホームページ http://www.simplexasset.com/

### (5)【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額に、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

当該手数料には消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)(5%)が含まれます。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

# (6)【申込単位】

お申込単位は、2万口以上1万口単位とします。

詳しくは販売会社または下記の照会先までお問い合わせ下さい。

< 照会先 >

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

電話番号 03-5208-5211

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

ホームページ http://www.simplexasset.com/

# (7)【申込期間】

当初自己設定 平成25年5月8日とします。

継続申込期間 平成25年5月9日から平成26年7月3日まで

(なお、申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)

なお、委託会社は、下記1.から4.の期日および期間における受益権の取得申込みについては、原則 として、当該取得申込みの受付けを停止します。

- 1. 毎計算期間終了日の5営業日前から前営業日まで
- 2. 当ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
- 3.前各号のほか、委託者が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
- 4. なお、上記1号から3号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、取得の申込みを受け付ける場合があります。

### (8)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(販売会社)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

< 照会先 >

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

電話番号 03-5208-5211

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

ホームページ http://www.simplexasset.com/

### (9)【払込期日】

### 当初自己設定

当初自己設定に係る発行価額の総額は、ファンドの関係法人によって設定日(平成25年5月8日)に、 委託会社の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社(以下「受託会社」または「受託者」といいます。)の指定する当ファンドの口座に払込まれます。

#### 継続申込期間

当ファンドの受益権の取得申込者は、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

各取得申込受付日毎の申込金額の総額は、販売会社によって、当該追加信託が行われる日に、委託会 社の指定する口座を経由して、受託者の指定する当ファンドの口座に払込まれます。

### (10)【払込取扱場所】

申込を受け付けた販売会社となります。詳しくは販売会社でご確認下さい。

## (11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

### (12)【その他】

#### 申込方法

受益権の取得申込に際しては、販売会社の所定の方法でお申込みください。

取得申込の受付けの中止、既に受付けた取得申込の取り消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

#### 振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

EDINET提出書類

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社(E14415)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

当ファンドの分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって交付されます。

# 第二部【ファンド情報】

#### 第1【ファンドの状況】

- 1【ファンドの性格】
- (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

日経平均ブル2倍上場投信(以下「ファンド」又は「当ファンド」といいます。)は、日経平均レバレッジ・インデックスを対象指標とし、株価指数先物取引などのデリバティブ取引を利用することにより、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指す追加型株式投資信託です。

日経平均レバレッジ・インデックスについて

日経平均レバレッジ・インデックスは、日経平均株価(以下、「日経平均」といいます。)の2 倍の変動率で指数が動くよう設計されています。

正 称:日経平均レバレッジ・インデックス

略 称:日経レバレッジ指数

英文名称: Nikkei 225 Leveraged Index

日経レバレッジ・インデックスは、以下の算式に従って、算出されます。

指数値(現在値)=指数値(前日終値)×(1 + 2×(日経平均(現在値)-1)) 日経平均(前日終値)

指数値(終値)は、日経平均(現在値)を当日の日経平均終値として算出されます。

- ・指数値は、小数点以下第3位を四捨五入して、第2位まで。単位はポイント。
- ・2001 年12 月28 日の値が10,000 です。

#### 当ファンドの対象指標となるレバレッジ型指標の特性・留意点など

1.レバレッジ型指標の特性及び留意点

レバレッジ型指標は、値動きや想定されるリターンが通常の指標とは異なる特性を有しています。

#### (1)特性

- ・日経平均レバレッジ・インデックスは、変動率が日経平均の日々の変動率の2倍となるように算出されているため、前営業日と比較するとその変動率は日経平均の2倍となりますが、2営業日以上離れた期間での比較においては、複利効果により、日経平均の変動率の2倍以上又は未満となる場合があります。
- ・特に、日経平均が上昇・下落を相互に繰り返す場合、上記の複利効果により日経平均レバレッジ・インデックスは逓減していくという特性があり、このような場合、投資者は利益を得にくくなりますので留意が必要です。
- ・日経平均レバレッジ・インデックスは、日経平均が上昇トレンドにある場合において、収益をさら

に強く求める指標であるため、日経平均の上昇を見込む場合には有用です。

#### (2)留意点

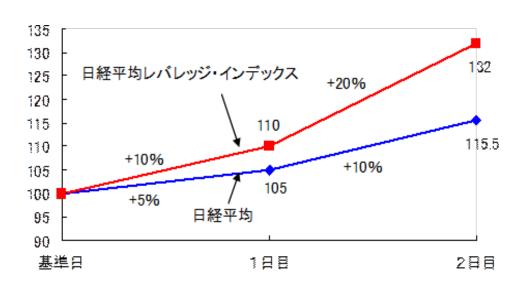
< 例 1 . 原指標が上昇局面にある場合 >

図1のように、原指標である日経平均が一方的に上昇する局面を考えます。このとき、「日経平均 レバレッジ・インデックス」の日々の変動率は、原指標の日々の変動率の2倍を達成しています。

しかしながら、2 営業日以上離れた期間の場合(基準日 2 日目)を比較してみると、日経平均が 15.5%上昇(100 115.5)したのに対し、「日経平均レバレッジ・インデックス」は32%上昇(100 132)しており、その変動率は原指標の変動率の完全な2倍にはなりません。

このようにレバレッジ型指標は、相場の上昇局面においてより大きなリターンを狙うことが可能ですが、2 営業日以上離れた期間で比較した場合は、想定した変動率(原指標の2倍)とは異なる上昇率となってしまう点(注:例1の32%上昇は、15.5%上昇の2倍である31%とは異なります。)、そして、投資期間が長期になればなるほど、原指標の変動率とレバレッジ型指標の変動率の乖離が大きくなる可能性が高まる点に留意が必要となります。





# <例2.原指標が下落局面にある場合>

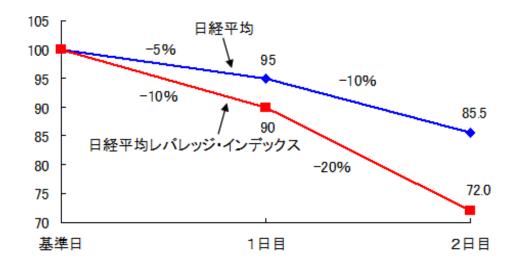
次に、図2のように原指標である日経平均が一方的に下落する局面を考えます。このとき、「日経 平均レバレッジ・インデックス」の日々の変動率は、やはり原指標の日々の変動率の2倍を達成し ています。

しかしながら例1と同様に、基準日から2日目にかけての変動率を見ると、日経平均が14.5%下落 (100 85.5)したのに対し、「日経平均レバレッジ・インデックス」は28%下落(100 72.0)しており、その変動率は原指標の変動率の完全な2倍にはなりません。

このようにレバレッジ型指標は、相場の下落局面においては原指標よりも大きく下落していきますが、2 営業日以上離れた期間で比較した場合は、想定した変動率(原指標の2倍)とは異なる下落率となってしまう点(注:例2の28%下落は、14.5%下落の2倍である29%とは異なります。)、そし

て、投資期間が長期になればなるほど、原指標の変動率とレバレッジ型指標の変動率の乖離が大きくなる可能性が高まる点に留意が必要となります。

図 2



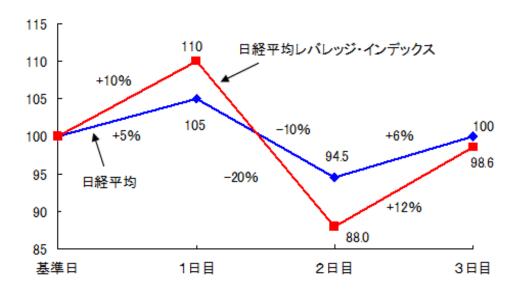
< 例3.原指標が上昇・下落を繰り返す場合>

最後に、図3のように原指標である日経平均が上昇・下落を繰り返す局面を考えます。このとき も、「日経平均レバレッジ・インデックス」の日々の変動率は、原指標の日々の変動率の2倍を達成 しています。

しかしながら、日経平均は上昇・下落を繰り返しながらも3日目に基準日と同じ水準(100 100)に戻っているのに対し、「日経平均レバレッジ・インデックス」は複利効果が働くため、100 98.6と基準日と同じ水準に回復していません。

このように、相場の方向感が定まらず、原指標が上昇や下落を相互に繰り返した場合、レバレッジ型指標は複利効果によって、原指標と比較してパフォーマンスが逓減して行くという特性がありますので留意が必要です。

図 3



# 2. 原指標に連動するETFとの利益・損失の違い

原指標に連動するETFと比較した場合、当ファンドのようなレバレッジ型指標に連動するET Fは、日々の変動率が大きくなるため、利益・損失の額がともに大きくなります。

### 3. 留意すべき投資スタイル

- ・レバレッジ型指標は、中長期にわたって投資をする場合、原指標の変動率とレバレッジ型指標の変動率の乖離が大きくなる可能性があり、留意が必要です。
- ・原指標の上昇と下落が相互に繰り返されるような相場においては、複利効果により、原指標と比較 して指数のパフォーマンスが逓減して行くという特性があり、投資者は利益を得にくくなりますの で、留意が必要です。

## 日経平均レバレッジ・インデックスについて

「日経平均レバレッジ・インデックス」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均レバレッジ・インデックス」自体及び「日経平均レバレッジ・インデックス」を算定する手法、さらには、「日経平均レバレッジ・インデックス」を算出する際の根拠となる「日経平均株価」に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。

「日経」及び「日経平均レバレッジ・インデックス」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属しています。

当ファンドは、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用及び当ファンドの受益権の取引に関して、一切の責任を負いません。

株式会社日本経済新聞社は、「日経平均レバレッジ・インデックス」及び「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。

株式会社日本経済新聞社は、「日経平均レバレッジ・インデックス」及び「日経平均株価」の計算方法など、その内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。

# ファンドの基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において追加型投信/国内/株式/ETF/インデックス型(ブル・ベア型)に該当し、属性区分は以下の通りです。

#### <商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
		株 式	MMF	
単位型	国内			インデックス型 (ブル・ベア型)

				有価証券届出書(内国投資信託受益証券)
	海 外	不動産投信	MRF	
追加型	内 外	その他資産 ( )	ETF	
		資産複合		

(注)当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

# <商品分類の定義>

該当分類	分類の定義
追 加 型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の 投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株 式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収 益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号) 第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別 措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券 投資信託をいう。
インデックス型 ( ブル・ベア型 )	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動(一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。)をめざす旨の記載があるものをいう。

# <属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	日経225	ブル・ベア型
一般				
大型株	年2回	日本		
中小型株				
	年4回	北米		
債券			TOPIX	条件付運用型
一般	年6回	欧州		
公債	(隔月)			
社債		アジア		
その他債券	年12回		その他	
クレジット属性	(毎月)	オセアニア	(日経平均レバレッ	ロング・ショート型 /
( )			ジ・インデックス)	絶対収益追求型
	日々	中南米		

			有仙訨秀届出書(内国投資信託	(文金)
不動産投信				
	その他	アフリカ		
その他資産	( )			
( 株価指数先物 )		中近東	その他	
		(中東)	( )	
資産複合				
( )		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

### <属性区分の定義>

該当区分	区分の定義
その他資産(株価指数先物)	目論見書又は投資信託約款において、株価指数先物取引に主と して投資する旨の記載があるものをいう。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

当ファンドが該当しない商品分類および属性区分、その定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(http://www.toushin.or.jp/)でご覧ください。

ファンドの信託金限度額は、1兆円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

・受益権が上場されます。

下記の金融商品取引所で売買することができます。

東京証券取引所

売買単位は10口単位です。

手数料は申込みの取扱会社が独自に定める金額とします。

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは取扱会社へお問い合わせください。

## (2)【ファンドの沿革】

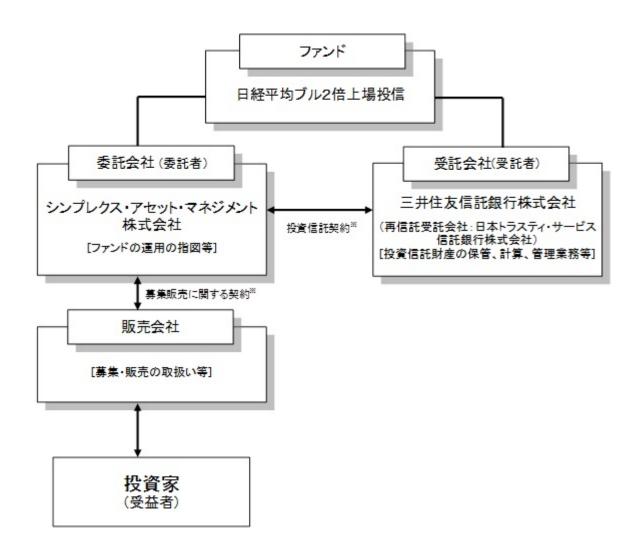
平成25年4月22日: 関東財務局長に対して有価証券届出書提出

平成25年5月7日:自己設定申込日

平成25年5月8日:信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

# (3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



1 投資信託契約 (委託会社と受託会社との契約)

投資信託の運用の基本方針、運営方法ならびに委託会社、受託会社および受益者との権利義務関係ならびに受益権の取扱い方法等が定められています。

2 募集の取扱いに関する契約(委託会社と販売会社との契約)

受益権の募集の取扱い、一部解約および買取りの取扱いに関する方法等が定められています。

委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

a. シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社(「委託会社」)

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書の作成等を行ないます。

b. 三井住友信託銀行株式会社(「受託会社」)

(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

委託会社との間で信託契約を締結し、これに基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

c.「販売会社」

委託会社との間で「受益権の募集の取扱に関する契約」を締結し、これに基づき当ファンドの 販売会社として、受益権の募集の取扱、一部解約の請求の受付、換金代金の交付または振替等を 行ないます。

### 委託会社の概況

a.資本金(平成25年3月末日現在) 3億7千万円

#### b.沿革

平成11年11月 シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社設立

平成11年12月 投資顧問業の登録 関東財務局長 第903号

平成12年 5月 投資一任契約に係る業務の認可 金融再生委員会 第27号

平成13年 4月 投資信託委託業認可 内閣総理大臣 第5号

平成19年 9月 金融商品取引業者登録 関東財務局長(金商)第341号

c . 大株主の状況(平成25年3月末日現在)

氏名または名称	住 所	所有株数	比率
(株)シンプレクス・ファイナン シャル・ホールディングス	東京都千代田区丸の内1丁目5番1号	7,400株	100%

### 2【投資方針】

# (1)【投資方針】

この信託は、日経平均レバレッジ・インデックスを対象指標とし、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指して、株価指数先物取引などのデリバティブ取引を利用します。当該取引の買い建て総額が純資産総額に対して約2倍程度になるように調整を行ないます。

信託財産に短期の公社債を組入れます。

この信託を終了することとなった場合は、上記1号および2号のような運用ができない場合がありま

す。

市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

外貨建資産への投資は行ないません。

#### (2)【投資対象】

投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて、投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - 1.有価証券
  - 2.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第23条に定めるものに限ります。)
  - 3. 金銭債権
  - 4.約束手形
- b. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - 1. 為替手形

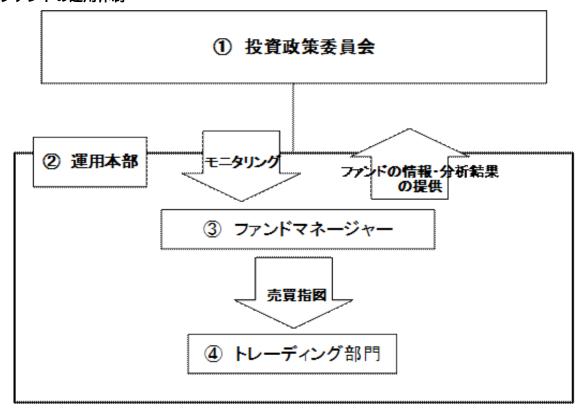
有価証券および金融商品の指図範囲等

- a. 委託会社は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
  - 1. 株券または新株引受権証書
  - 2.国債証券
  - 3.地方債証券
  - 4.特別の法律により法人の発行する債券
  - 5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券を除きます。)
  - 6.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
  - 7.投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- b. 委託者は、信託金を、a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
  - 1.預金

- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4.手形割引市場において売買される手形
- c. 上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、b.に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

# (3)【運用体制】

# 当ファンドの運用体制



### 投資政策委員会

投資政策委員会規程に基づき、運用手法、運用戦略の調査・研究を行ったうえで、国内外の経済・金融情報および各国の市場等の調査・分析を行ない、ファンド毎の運用手法・運用戦略を決定します。

## 運用本部

で決定したファンド毎の運用手法、戦略及びリスク許容度に基づいて、運用本部は、運用計画を決定します。

### ファンド・マネージャー

運用計画に基づき、ファンド毎のガイドライン及び運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。

# トレーディング部門

ファンド・マネージャーから発注の指示を受け、事前にチェックを行ったうえで、最良執行の方針に則 り売買の執行を行ないます。

\* 投資政策委員会の構成員は、15名程度、運用本部は、10名程度、トレーディング部門は、3名程度で構成さ れています。

ファンド運用に関する社内規程等として、投資政策委員会規程、投資判断者服務規程、信用取引に 係る社内規則、債券の貸借取引等に係る業務規則、資金の借入れに係る業務規則、コールローンの 取り手選定に係る規則、外国為替予約に係る業務規則、有価証券先物取引等取扱規則、株式の貸付 に係る社内規則及び売買執行に関する基準(株式及び債券)等を設けて遵守すべき基本的な事 項を定めています。

ファンドの運用体制、規程等は平成25年3月末日現在のものであり、今後変更する場合がありま す。

### (4)【分配方針】

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

信託財産から生ずる配当等収益(受取配当金、配当株式、受取利息、貸付有価証券に係る品貸料およ びその他の収益金の合計額から支払利息を控除した額をいいます。) から経費を控除後、全額分配 することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。なお、売買益が生じても、 分配は行ないません。

信託財産から生じる配当等収益と前期から繰り越した分配準備積立金は、毎計算期末における諸費 用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負 数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することが できます。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは 分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配にあてることができます。なお、諸費用、信託報酬 等および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金とし て次期に繰り越します。

毎計算期末に信託財産から生じた下記a.に掲げる利益の合計額は、下記b.に掲げる損失を控除し、 繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰り越します。

- a. 有価証券売買益(評価益を含みます。)、先物取引等取引益(評価益を含みます。)、追加信託差 益金、解約差益金
- b. 有価証券売買損(評価損を含みます。)、先物取引等取引損(評価損を含みます。)、追加信託差 損金、解約差損金

将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

#### ファンドの決算日

原則として毎年4月3日を決算日とします。

#### (5)【投資制限】

主な投資制限

- a. 株式への投資割合には、制限を設けません。
- b.投資信託証券(上場投資信託証券を除きます)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- c. わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるもののうち、株価指数に係るものに限ります。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるもののうち、株価指数に係るものに限ります。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- d. デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- e. 外貨建資産への投資は行ないません。

#### 3【投資リスク】

### (1) ファンドのリスク

当ファンドは、公社債等、短期金融資産(以下「有価証券等」)を投資対象とし、株価指数先物取引などのデリバティブ取引を利用するため、これらの価格変動の影響により基準価額は変動します。また、株価指数先物取引などのデリバティブ取引を利用するため、基準価額は大きく変動します。従いまして、投資元金を割り込むことがあり、元本が保証されているものではありません。投資信託は預貯金と異なります。また、金融機関の預金あるいは保険契約ではないため、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。

信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。

当ファンドに投資される前に当ファンドの性質、複雑性および内在するリスクがご自身の投資経験や 財務状況に照らして投資目的に合致しているかどうかご確認ください。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

### 株価指数先物取引の利用に伴うリスク

株価指数先物の価格は、対象指数の値動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を買建てている場合において、先物価格が上昇すれば収益が発生し、下落すれば損失が発生します。ファンドで行なっている株価指数先物取引について損失が発生した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本

を割込むことがあります。また、先物を買建てている場合のわが国の株式市場の下落によって、わが国の株式市場の変動率に比べて大きな損失が生じる可能性があります。

### 株価変動によるリスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または 長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が 回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因 となり、投資元本を割込むことがあります。

# 金利変動リスク

当ファンドでは、公社債やコール・ローン等を投資対象とします。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、損失が生じることがあります。

#### 信用リスク

当ファンドは、公社債等に投資します。一般に、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合(債務不履行)、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します(利息および償還金が支払われないこともあります。)。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

また、短期金融資産においても債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

### デリバティブ取引に関するリスク

当ファンドは、株価指数先物取引などのデリバティブ取引を利用します。株価指数先物取引などのデリバティブ取引の価値は基となる原資産価値等に依存し、またそれらによって変動します。デリバティブ取引の価値は、種類によっては、基となる原資産の価値以上に変動することや、原資産とデリバティブ取引との間の相関性を欠いてしまう可能性もあります。また、流動性を欠く可能性、市場混乱時や取引相手の倒産等により当初の契約通りの取引を実行できず損失を被るリスク、取引を決済する場合に反対売買ができなくなるリスク、理論価格よりも大幅に不利な条件でしか反対売買ができなくなるリスク等があります。これらデリバティブ取引に関するリスクによって、損失が生じることがあります。

### レバレッジに関するリスク

当ファンドは、株価指数先物取引などのデリバティブ取引を利用しており、また、対象指標の特性により、当該取引の買い建て総額は信託財産を上回るレバレッジがかかります。そのため、信託財産に対

して大きな損失が生じる場合があります。株価指数先物取引の買い建て総額は、純資産総額に対して約 2倍程度となります(レバレッジ比率)。

#### 流動性リスク

有価証券等や株価指数先物取引を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となる可能性があります。また、金融商品取引所等の取引規制により、不利な価格で取引を行わざるをえない可能性があります。市場動向、市場や行政等による規制、有価証券等及び株価指数先物取引の流通量などの状況、あるいは当ファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等や株価指数先物取引を市場実勢より低い価格で売却しなければならない又は、高い価格で買付しなければならないケースが考えられ、この場合には基準価額の下落要因となります。

### (2) その他の留意点

対象指標について

- a.対象指標は、原指標である日経平均の前日比変動率(%)に対して一定の倍数、すなわち2倍、を乗じた変動率となるように計算された指標です。
- b.対象指標は、変動率が日経平均の日々の変動率の2倍となるように算出されているため、前営業日と比較するとその変動率は日経平均の2倍となりますが、2営業日以上離れた期間での比較においては、複利効果により、日経平均の変動率の2倍以上又は未満となる場合があります。
- c. 特に、日経平均が上昇・下落を相互に繰り返す場合、上記の複利効果により対象指標は逓減していくという特性があり、このような場合、投資者は利益を得にくくなりますので留意が必要です。
- d.対象指標は、相場の上昇局面においてより大きなリターンを狙うことが可能ですが、2 営業日以上離れた期間で比較した場合は、想定した変動率(原指標の2倍)とは異なる上昇率となってしまう点(注:原指標の上昇率の完全な2倍の上昇率にはならない場合。)、そして、投資期間が長期になればなるほど、原指標の変動率とレバレッジ型指標の変動率の乖離が大きくなる可能性が高まる点に留意が必要となります。
- e.対象指標は、相場の下落局面においては原指標よりも大きく下落していきますが、2 営業日以上離れた期間で比較した場合は、想定した変動率(原指標の2倍)とは異なる下落率となってしまう点(注:原指標の下落率の完全な2倍の下落率にはならない場合。)、そして、投資期間が長期になればなるほど、原指標の変動率とレバレッジ型指標の変動率の乖離が大きくなる可能性が高まる点に留意が必要となります。
- f.対象指標は、相場の方向感が定まらず、原指標が上昇や下落を相互に繰り返した場合、レバレッジ型 指標は複利効果によって、原指標と比較してパフォーマンスが逓減して行くという特性があります ので留意が必要です。

g. 対象指標に連動する当ファンドは、原指標に連動するファンドに比べ、利益・損失の額がともに大きくなりますが、中長期にわたって投資をする場合、原指標の変動率とレバレッジ型指標の変動率の 乖離が大きくなる可能性があり、留意が必要です。原指標の上昇と下落が相互に繰り返されるような 相場においては、複利効果により、原指標と比較して指数のパフォーマンスが逓減して行くという特性があり、投資者は利益を得にくくなりますので、留意が必要です。

### 対象指標とファンドの基準価額のかい離

当ファンドは、株価指数先物取引などのデリバティブ取引を利用することにより、基準価額の変動率 を対象指標の変動率に一致させることを目標として運用を行ないますが、以下のような要因により、 対象指標と完全に一致した運用成果をお約束するものではありません。

- a.株価指数先物取引などのデリバティブ取引を利用しますが、当該取引の値動きと対象指標との値動きが一致しないことにより、対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率にかい離が生じることがあります。
- b. 株価指数先物取引には先物満期日(以下「限月」)があるため、当該先物取引を異なる限月の取引に乗り換えていくこと(「ロールオーバー」といいます。)となります。このとき、買い建てている 先物を売却し、乗り換え対象となる限月の先物を買い建てることになりますが、限月が異なるため2 つの先物取引には元来価格差があります。それにより、対象指標の変動率とファンドの基準価額の変 動率にかい離が生じることがあります。
- c. 対象指標の特性により、株価指数先物取引の買い建て総額が信託財産の純資産総額の約2倍程度となりますが、必ずしも正確な2倍ではなく、2倍を上回ること、または下回ることもあります。それにより、対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率にかい離が生じることがあります。
- d. 資金の流入から実際に株価指数先物取引を買い付けるためのタイミングのずれの発生により、対象 指標の変動率と基準価額の変動率にかい離が生ずる可能性があります。
- e.信託報酬等のコスト負担が基準価額の変動率とのかい離の要因になります。

### 対象指標の原指標と当ファンド

対象指標は、原指標である日経平均の日々の変動率に一定の倍数、すなわち2倍、を乗じて算出される指標です。

原指標に連動するETFと比較した場合、当ファンドのようなレバレッジ型指標に連動するETFは、 日々の変動率が大きくなるため、利益・損失の額がともに大きくなります。

また、その他の留意点の「対象指標について」および「対象指標とファンドの基準価額のかい離」の要因により、原指標の変動率の2倍と当ファンドの基準価額の変動率にかい離が生じます。

### 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

当ファンドは、株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の1.または2.に該当する場合には、販売会社は、当日の取得申込みの受付けの中止、当日の取得申込みの取消しまたはその両方を行なうものとします。また、次の1.または2.に該当する場合には、委託会社は、当日の一部換金(解約)の実行の請求の受付けを中止することができるほか、当日の一部換金(解約)の実行の請求を取消すことができます。

- 1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の午後立会が行なわれないときもしくは停止されたとき
- 2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が 当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したこと から、当該各ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき

また、委託者が別に定める申込上限口数を超えた口数または換金(解約)請求上限口数を超えた口数については、委託者は申込の受付けまたは換金(解約)請求を受け付けることをいたしません。

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託者の判断で受益権の設定及び換金(解約)請求の受付けを中止することがあります。

分配金は、分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、分配を行わない場合があります。

当ファンドの基準価額の計算は、法令および一般社団法人投資信託協会規則等に従って時価評価を 行います。有価証券等及び派生商品取引の評価は、基準価額計算日に知りうる直近の日の価格です。

当ファンドの受益権は、東京証券取引所に上場し、当該取引所で取引されますが、その取引価格は、当ファンドの運用に対する評価や当該取引所における需給関係によって形成されるため、対象指標や基準価額と一致した推移とならず、一般にかい離を生じます。また、当ファンドの受益権は当該取引所において活発な取引が行われるという保証はありません。したがって、当ファンド受益権の取引がまったく行なわれなかったり取引が行なわれたとしても制限的で当ファンドの受益権の当該取引所における取引価格に悪影響したり購入者が処分に窮する場合があります。また、同取引所においてどのような価格で取引がなされるのかを予想することはできません。さらに、指定参加者(当ファンドの募集の取り扱いを行なう者で、当ファンドの販売会社)は当ファンド受益権の当該取引所における円滑な流通の確保に努めることとなっておりますが、継続的に呼び値を提示する義務を負うものではありませんので、市場での需給の状況によっては、当ファンドを希望する時にまたは希望する価格で売買することが困難となる場合又は売買すること自体が不可能となる場合があります。

EDINET提出書類 シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社(E14415) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

受益権の総口数が10万口を下回った場合、信託期間中であっても償還されることがあります。

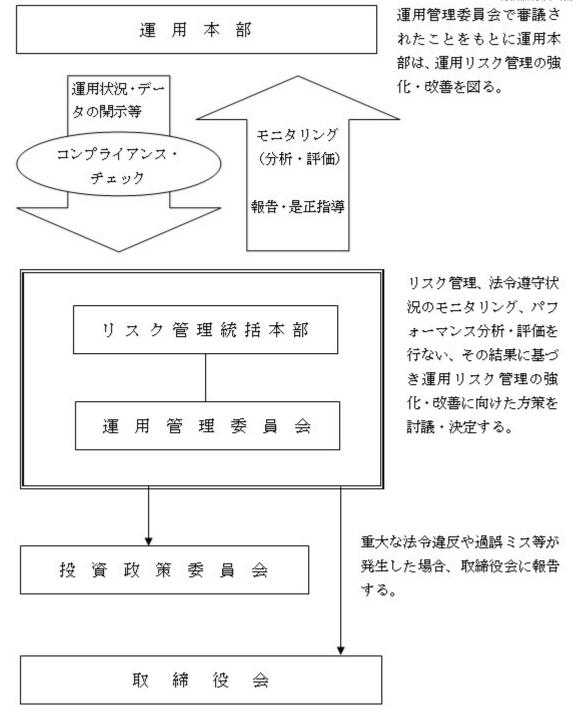
受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合、対象指標が廃止された場合は、繰り上げ償還されます。

適用となる法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。

当ファンドの受益者は、投資対象となっている指数連動有価証券等に関し直接何らかの権利を取得 するものではありません。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の 適用はありません。

(3)委託会社のリスク管理体制



上記のリスク管理体制等は、今後、変更される場合があります。

# 4【手数料等及び税金】

# (1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社または下記の照会先までお問い合わせ下さい。

< 照会先 >

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

電話番号 03-5208-5211

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

ホームページ http://www.simplexasset.com/

### (2)【換金(解約)手数料】

販売会社は、受益者が一部解約請求を行なうときおよび受益権の買取りを行なうときは、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴することができます。

詳しくは、販売会社または下記の照会先までお問い合わせ下さい。

< 照会先 >

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

電話番号 03-5208-5211

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

ホームページ http://www.simplexasset.com/

# (3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、下記により計算 した額とします。

信託財産の純資産総額に年10,000分の78.75(消費税込)以内の率を乗じて得た額

	配分
委託会社	年率 0.735% (税抜 0.70%)
受託会社	年率 0.0525% (税抜 0.05%)

上記の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了日のとき 信託財産中から支弁するものとします。

## (4)【その他の手数料等】

当ファンドに関する組入有価証券および先物取引の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引等に要する費用は信託財産から支払われます。

信託財産において一部解約代金の支払資金等に不足額が生じるときに資金の借入を行なった場合、その借入金の利息は、受益者の負担とし信託財産中から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息(下記に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、随時、信託財産中から支弁します。

上記 に定める諸費用にかかわりなく、以下の諸費用(消費税等相当額を含みます。)は、受益者の

負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、下記aからgまでに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。

- a.この信託の計理業務(設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等)およびこれに付随する業務(法定帳簿管理、法定報告等)に係る費用
- b.振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発 行および管理事務に係る費用
- c.有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書(これらの訂正に係る書類を含みます。)の作成、印刷および提出に係る費用
- d.目論見書(交付目論見書、請求目論見書および訂正事項分を含みます。)の作成、印刷および交付に係る費用(これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)
- e.信託約款の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)
- f. 運用報告書および決算短信等開示資料の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)
- g. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約 に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- h.格付の取得に要する費用
- i.この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用(信託財産に係る特定資産の価格調査に係る費用を含みます。)
- j.受益権の上場に係る費用
- k.対象指標その他これに類する標章の使用料
- ファンドの上場に係る費用
- 新規上場および追加上場料:新規上場時の純資産総額に対して、及び追加上場時の増加額(毎年 末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.007875%(税抜0.0075%)。
- 毎年末の純資産総額に対して、0.007875%(税抜0.0075%)及びTDnet利用料。

委託者は、上記 および に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、係る上限額を何時にても見直すことができます。

上記 に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、係る見積率に上限を付することとし、また信託財産の規模等を考慮して、係る見積率の上限を何時にても見直すことができるものとします。

上記 の場合において、上記 および に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率(前項に規定する見積率の上限は、年10,000分の20とします。)を乗じて得た額とし、約款に規定する計算期間を通じて毎日計上され、委託者が定めた時期に信託財産中から支弁するものとします。

当該手数料等の合計額については、受益者がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することは出来ません。

# (5)【課税上の取扱い】

# <個人受益者の場合>

#### 受益権の売却時

受益権を売却される場合には、「申告分離課税」の取扱いとなり、譲渡益に対して課税(下記の表を参照)されます。なお、「源泉徴収あり」の特定口座については、源泉徴収が行なわれます(原則として、確定申告不要)。ただし、平成25年12月31日までは、1年間の売却時の譲渡所得を含む上場株式等の譲渡所得等の金額に対して軽減税率が適用されます。また、平成49年12月31日までは復興特別所得税が付加されます。

平成25年12月31日まで	10.147% (所得税7% 復興特別所得税0.147% 地方税3%)
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	20.315% (所得税15% 復興特別所得税0.315% 地方税5%)
平成50年1月1日以降	20% (所得税15% 地方税5%)

差損(譲渡損)については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等(申告分離課税を選択したものに限ります。)と損益通算が可能です。

### 収益分配金の受取り時

分配金は配当所得として課税(下記の表を参照)されます。(原則として、確定申告不要。なお、確定申告により、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することも可能。)ただし、平成25年12月31日までは、1年間に受け取る収益分配金を含む上場株式等の配当等(5%以上保有の大口個人株主等が受け取る配当等は除きます。)の場合は、軽減税率による源泉徴収が行なわれます。(原則として、確定申告不要)また、平成49年12月31日までは復興特別所得税が付加されます。

平成25年12月31日まで	10.147% (所得税7% 復興特別所得税0.147% 地方税3%)
平成26年1月1日から	20.315%
平成49年12月31日まで	(所得税15% 復興特別所得税0.315% 地方税5%)

平成50年1月1日以降	20%	
平成50年1月1日以降	(所得税15% 地方税5%)	

### 解約金の受取り時

解約時および償還時の差益(譲渡益)は譲渡所得として、差益(譲渡益)に対して課税(下記の表を参照)されます。(申告分離課税の対象となり、確定申告が必要。)なお、「源泉徴収あり」の特定口座については、源泉徴収が行なわれます(原則として、確定申告不要)。ただし、平成25年12月31日までは、1年間の解約時および償還時の譲渡所得を含む上場株式等の譲渡所得等に対して軽減税率が適用されます。また、平成49年12月31日までは復興特別所得税が付加されます。

平成25年12月31日まで	10.147% (所得税7% 復興特別所得税0.147% 地方税3%)
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	20.315% (所得税15% 復興特別所得税0.315% 地方税5%)
平成50年1月1日以降	20% (所得税15% 地方税5%)

解約時および償還時の差損(譲渡損)については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等(申告分離課税を選択したものに限ります。)と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益(譲渡益)については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。

#### < 法人受益者の場合 >

#### 受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

#### 解約金の受取り時

源泉徴収は行われません。通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と解約価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

#### 収益分配金の受取り時

源泉徴収税率については、平成25年12月31日までは7.147%(所得税のみ)、平成26年1月1日以降は15.315%(所得税のみ)となります。

収益分配金は益金不算入の対象となりません。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。 税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

### 5【運用状況】

当ファンドは平成25年5月8日より運用を開始する予定であり、同日まで何ら資産を有しません。 従いまして、本書提出日現在、記載すべき事項はありません。

# (1)【投資状況】

該当事項はありません。

# (2)【投資資産】

該当事項はありません。

# (3)【運用実績】

該当事項はありません。

# (4)【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

# (参考情報)運用実績(2013年4月22日現在)

ファンドは平成25年5月8日に当初の設定を行なう予定です。したがって有価証券届出書提出日現在、記載する運用実績は存在しておりません。

#### 第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

当初自己設定 平成25年5月8日

継続申込期間 平成25年5月9日から平成26年7月3日までです。

(上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)

販売会社は、平成25年5月9日以降、分割される受益権を、取得申込日の午後1時半までに取得申込みをした取得申込者に対し、最低取得申込口数(2万口)以上かつ委託者が別に定める申込上限口数以内の口数で委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって取得の申込を受付けることができるものとします。なお、午後1時半以降の取得申込については翌営業日の取得申込として受付けることができます。

上記 の規定にかかわらず、委託者は、下記a.から下記c.の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。

- a. 毎計算期間終了日の5営業日前から前営業日まで
- b. 当ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
- c. 前各号のほか、委託者が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
- d. なお、上記a.から上記c.に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、取得の申込みを受け付ける場合があります。

上記 の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時に、またはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(下記 の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

上記 の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とし、その基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとします。(手数料については「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金(1)申込手数料」をご参照ください。)

上記 から の規定にかかわらず、株価指数先物取引のうち、主として取引を行なうものについて、

次の各号に該当する場合には、委託会社は、当日の取得申込の受付けを中止、当日の取得申込の取り消しまたはその両方を行なうものとします。

- 1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の午後立会が行なわれないとき、もしくは停止されたとき
- 2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が 当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生した ことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその 取引が成立しないとき

上記 から の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

委託者は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をする ため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替 機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または 記録を行ないます。

受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関に対し当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

ファンドの申込(販売)については、下記の照会先までお問合せください。

< 照会先 >

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

電話番号 03-5208-5211

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

ホームページ http://www.simplexasset.com/

### 2【換金(解約)手続等】

### (1)受益権の解約

受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低口数(2万口)以上かつ委託者が別に定める解約請求 上限口数以内の口数で、委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位を もって、原則として毎営業日午後1時半までに、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

なお、午後1時半以降の一部解約の実行の請求については翌営業日の請求として受付けることができます。

委託会社は、下記のa.から下記c.の期日および期間における一部解約請求については、原則として、 当該一部解約請求の受付けを停止します。

- a. 毎計算期間終了日の5営業日前から前営業日まで
- b. 当ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
- c. 前各号のほか、委託者が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
- d. なお、上記a.から上記c.に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、一部解約請求の申込みを受け付ける場合があります。

受益者が、上記 の一部解約の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

委託者は、上記 の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、運用の基本方針に沿った範囲において、当該一部解約に係る受益権の信託財産に対する持分に相当する円貨をもって、この信託契約の一部を解約します。なお、上記 の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

一部解約の価額は、上記に規定する一部解約請求日の基準価額とします。

株価指数先物取引のうち、主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合には、委託会社は、当日の一部解約請求の受付けを中止、当日の一部解約請求の取り消しまたはその両方を行なうものとします。

- 1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の午後立会が行なわれないとき、もしくは停止されたとき
- 2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が 当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生した ことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその 取引が成立しないとき

EDINET提出書類 シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社(E14415) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、組入有価証券の換金に係る事情その他やむを得ない事情があるときは、上記 による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消すことができます。

上記 の規定により、一部解約請求の受付けを中止したときは、受益者は、当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の請求を撤回しない場合には、当該一部解約は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の請求を受付けたものとして、上記 の規定に準じて計算されたものとします。

販売会社は、受益者からの一部解約請求に応ずる場合は、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

換金時の費用や税金については、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び 税金」をご覧ください。

# 3【資産管理等の概要】

### (1)【資産の評価】

### 基準価額の計算方法等

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般 社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除 した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日おける受益権総口数で除した金額をいいま す。

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。なお、便宜上1口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

ファンドの基準価額については、下記の照会先までお問合せください。

< 照会先 >

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

電話番号 03-5208-5211

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

ホームページ http://www.simplexasset.com/

運用資産の評価基準および評価方法

法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって、原則として時価により評価しております。

## (2)【保管】

該当事項はありません。

### (3)【信託期間】

無期限とします。

#### (4)【計算期間】

原則として毎年4月4日から翌年4月3日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成26年4月3日までとします。

### (5)【その他】

信託の終了(繰上償還)

- a. 委託会社は、平成27年6月1日以降、受益権の総口数が10万口を下回ることとなった場合、もしくは、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合、対象指標が廃止されたとき、対象指標の公示性または市場性が失われたとき、対象指標に継続性を失わせるような改定が行なわれたとき等で、それに代わる新たな対象指標を定めることができない場合は、受託会社と合意のうえ、直ちに投資信託を終了するための手続きを開始し、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、すべての金融商品取引所において上場廃止になった場合は、その日から投資信託を終了するための手続きを開始します。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- d. 上記c.の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受

益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- e. 上記c.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- f. 上記c.から上記e.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 c.から上記e.までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが、困難な場合には適用しません。

### 投資信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更すること、またはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は、本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a.の事項(投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産に、この信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は、書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議 決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b.から上記e.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

g. 上記a.から上記f.の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

#### 反対者の買取請求権

投資信託契約の解約、または上記「 投資信託約款の変更等」における重大な約款の変更等を行な う場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社 に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、上記「信託の終了」「投資信託約款の変更等」で規定する書面に記載します。

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。

http://www.simplexasset.com/

なお、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

#### 金融商品取引所への上場

委託会社は、この信託の受益権について、金融商品取引所に上場申請を行なうものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所に上場されるものとします。

委託会社は、この信託の受益権が上場された場合には、前述の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行なう受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

### 4【受益者の権利等】

#### (1) 収益分配金請求権

計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている受益者は、 収益分配金を登録されている受益権の持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、上記 に 規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式 により行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

# (2)償還金請求権

信託終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている受益者は、償還金を登録されている受益権の持分に応じて請求する権利を有します。

償還金の支払いは、原則として、信託終了後40日以内の委託者の指定する日に、上記 に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該償還金を振り込む方式により行なうものとします。

受益者が、信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

### (3)一部解約請求権

受益者は、販売会社毎に定める単位で、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。

### (4)帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

## 第3【ファンドの経理状況】

- (1)ファンドの運用は、平成25年5月8日から開始する予定であり、ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有しておりません。
- (2) ファンドの会計監査は、委託会社が指定する監査法人により行なわれ、監査証明を受けたファンドの財務諸表は、計算期間毎に作成する有価証券報告書および計算期間の半期毎に作成する半期報告書に記載されます。
- (3)委託会社は、ファンドの信託財産に係る財務諸表の作成にあたっては、「投資信託財産の計算に関する規則」の定めるところによります。
- 1【財務諸表】 該当事項はありません。
- 2【ファンドの現況】 該当事項はありません。

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

#### (1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一 定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、交換請求の受付および交換株式(信託終了時の交換等を含みます。)については、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

#### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

- 1【委託会社等の概況】
- (1)資本金の額等(平成25年2月末日現在)

資本金の額 370百万円

発行する株式の総数 12,000株 発行済株式総数 7,400株

過去5年間における主な資本の額の増減 : 該当事項はありません。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行なっています。

平成25年2月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託の総ファンド数は53本であり、当該ファンドの純資産総額の合計は130,133百万円です。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	37	121,061百万円
単位型株式投資信託	6	3,855百万円
単位型公社債投資信託	10	5,217百万円
合計	53	130,133百万円

#### 3【委託会社等の経理状況】

## (1)年次財務諸表

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵 省 令第59号、以下「財務諸表等規則」という)第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する 内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令 第52号)により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期事業年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

#### (2)中間財務諸表

1. 委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日 内閣府令第52号)により作成しております。

中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

# (1)【貸借対照表】

(単位:千円)

期別			 <b>美</b> 年度	当事業年度		
		(平成23年3	月31日現在)	(平成24年3月31日現在)		月31日現在)
科目		金	額			額
(資産の部)						
流動資産						
1 現金・預金			878,260			1,027,027
2 前払費用			4,906			4,370
3 未収委託者報酬			89,596			97,659
4 未収運用受託報酬			148,138			190,524
5 未収投資助言報酬			16,627			-
6 その他			4,124			11,237
流動資産計			1,141,654			1,330,818
固定資産						
1 有形固定資産			9,918			8,769
(1)建物付属設備	*1	7,728		*1	6,199	
(2)器具備品	*1	2,189		*1	2,569	
2 無形固定資産			1,679			1,390
(1)電話加入権		761			761	
(2)ソフトウェア	*2	542		*2	343	
(3)協会基金	*2	375		*2	285	
3 投資その他の資産			72,808			72,492
(1)投資有価証券		100			-	
(2)出資金		10,000			10,000	
(3)長期差入保証金		62,708			62,492	
固定資産計			84,405			82,651
資産合計			1,226,060			1,413,469

期別	前事美	<b>美年度</b>	当事業年度	
	(平成23年3	月31日現在)	(平成24年3月31日現在)	
科目	金	額	金	額
(負債の部)				
流動負債				
1 預り金		12,687		15,913
2 未払金		166,576		198,875
3 関係会社未払金		18,322		18,174
4 未払費用		11,956		11,788
5 未払法人税等		52,990		65,501
6 未払消費税等		7,990		21,472
7 前受金		3,592		3,137
流動負債計		274,117		334,863
固定負債				
1 資産除去債務		16,520		16,709
2 繰延税金負債		2,527		1,811
固定負債計		19,048		18,521
負債合計		293,165		353,384

(純資産の部)				
株主資本				
1 資本金		370,000		370,000
2 利益剰余金				
(1)利益準備金	19,980		19,980	
(2)その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	542,915		670,105	
利益剰余金計		562,895		690,085
株主資本計		932,895		1,060,085
純資産合計		932,895		1,060,085
負債・純資産合計		1,226,060		1,413,469

# (2)【損益計算書】

						(単位:千円)
期別		前事第	<b>美年度</b>		当事業	<b>美</b> 年度
	(自 平成22年4月1日			(自 平成23年4月1日		
		至 平成23	年3月31日)		至 平成24年3月31日)	
科目			額		金	額
営業収益						
1 委託者報酬		833,648			1,130,901	
2 運用受託報酬		314,586			272,809	
3 投資助言報酬		71,856			-	
4 その他営業収益		6,510	1,226,601		57	1,403,769
営業費用						
1 支払手数料		117,384			99,020	
2 調査費						
(1)調査費		19,671			21,927	
(2)委託調査費		134,218			144,711	
3 委託計算費		36,559			40,326	
4 通信費		3,676	311,510		7,348	313,334
一般管理費						
1 給料						
(1)役員報酬	*2	216,760		*2	271,316	
(2)給料・手当		225,649			223,712	
(3)賞与・退職金等		131,980			156,023	
2 交際費		3,149			3,285	
3 旅費交通費		11,078			16,092	
4 業務事務委託費		21,295			18,866	
5 租税公課		4,434			4,986	
6 不動産賃借料		88,161			85,124	
7 固定資産減価償却費		3,519			3,839	
8 諸経費	*1	68,888	774,918	*1	87,504	870,750
<b>営業利益</b>			140,172			219,683
営業外収益						
1 受取利息		122			82	
2 その他の営業外収益		0	123		342	424
営業外費用						
1 支払利息		-			32	

			131141	
2 為替差損	246		130	
3 その他の営業外費用	23	269	-	162
経常利益		140,025		219,944
特別損失				
1 固定資産除却損	-		101	
2 資産除去債務会計基準の				
適用に伴う影響額	8,491	8,491	-	101
税引前当期純利益		131,533		219,843
法人税、住民税及び事業税	61,132		93,369	
法人税等調整額	2,527	63,660	716	92,653
当期純利益		67,873		127,190

# (3)【株主資本等変動計算書】

期 別	前事業年度	当事業年度
	自 平成22年4月1日	自 平成23年4月1日
科目	至 平成23年 3 月31日	至 平成24年3月31日
株主資本		
資本金		
当期首残高	370,000	370,000
当期末残高	370,000	370,000
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	19,980	19,980
当期末残高	19,980	19,980
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	475,041	542,915
当期変動額		
当期純利益	67,873	127,190
当期変動額合計	67,873	127,190
当期末残高	542,915	670,105
株主資本合計		
当期首残高	865,021	932,895
当期変動額		
当期純利益	67,873	127,190
当期変動額合計	67,873	127,190
当期末残高	932,895	1,060,085
純資産合計		
当期首残高	865,021	932,895
当期変動額		
当期純利益	67,873	127,190
当期変動額合計	67,873	127,190
当期末残高	932,895	1,060,085



#### 「重要な会計方針 ]

#### 1. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

主として定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物付属設備 8年~15年

器具備品 3年~15年

#### (2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間 (3年又は5年)に基づく 定額法を採用しております。

#### (3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。

なお、個々のリース資産で重要性が乏しいと認められるものについては、通常の賃貸借取引に係る方法 に準じた会計処理によっております。

#### 2. 引当金の計上基準

#### 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案 し、回収不能見込額を計上しております。但し、当事業年度の計上額はありません。

#### 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

#### 「追加情報 ]

当事業年度の期首以降に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の修正により、「会計上の変更及び誤謬の修正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の修正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

#### 「注記事項]

#### (貸借対照表関係)

\* 1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(平成23年3月31日)	(平成24年3月31日)
建物付属設備	10,667千円	12,196千円
器具備品	24,209千円	20,447千円
計	34,876千円	32,644千円

#### \*2無形固定資産償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(平成23年3月31日)	(平成24年3月31日)
ソフトウェア	2,109千円	2,309千円
協会基金	75千円	165千円
計	2,184千円	2,474千円

## (損益計算書関係)

\*1関係会社との取引に係るものは、以下のとおりであります。

前事業年度	当事業年度
(自 平成22年4月1日	(自 平成23年4月1日
至 平成23年3月31日)	至 平成24年3月31日)
 3,967千円	3,487千円

#### \*2役員報酬の限度額は以下のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度		
	(自 平成22年4月1日	(自 平成23年4月1日		
	至 平成23年3月31日)	至 平成24年3月31日)		
取締役	600,000千円	600,000千円		
監査役	5,000千円	5,000千円		

## (株主資本変動計算書関係)

前事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

## 1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

(単位:株)

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	-	-	7,400
合計	7,400	-	1	7,400

## 当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

## 1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	-	-	7,400
合計	7,400	-	-	7,400

### (リース取引関係)

1. オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係わる未経過リース料

		(十四・113)
	前事業年度	当事業年度
	(平成23年3月31日)	(平成24年3月31日)
1年以内	61,611	63,643
1 年超	149,190	79,785

#### (金融商品に関する注記)

#### 1.金融商品の状況に関する事項

## (1)金融商品に関する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

#### (2)金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少と判断しております。

出資金はファンド組成のために拠出した資金であり、減損リスクに晒されております。

長期差入保証金については、オフィスおよび社宅の敷金であります。

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬と、営業債務である未払金及び関係会社未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。なお、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少と判断しております。

#### (3)金融商品に係るリスク管理体制

#### 信用リスク

営業債権は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少であります。当社は、営業債権の算出の基となる各ファンドの純資産について信託銀行と定期的に残高照合し、ファンドごとに期日及び残高を管理しております。

#### 減損リスク

当社は、出資金について、定期的に出資先の財務状態等をモニタリングしております。

#### 流動性リスク

上記のとおり、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の 流動性リスクは僅少であります

#### 市場リスク

当社は外貨建ての預金及び営業債権について残高が僅少であり、市場リスクを管理する重要性は低いと判断しております。

#### 2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注2)

#### 前事業年度(平成23年3月31日)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金・預金	878,260	878,260	-
(2)未収委託者報酬	89,596	89,596	-
(3)未収運用受託報酬	148,138	148,138	-
(4)未収投資助言報酬	16,627	16,627	-

(5)長期差入保証金	62,708	62,708	-
資産計	1,195,329	1,195,329	-
(1)未払金	166,576	166,576	-
(2)関係会社未払金	18,322	18,322	-
(3)未払法人税等	52,990	52,990	-
負債計	237,888	237,888	-

## 当事業年度(平成24年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,027,027	1,027,027	-
(2)未収委託者報酬	97,659	97,659	-
(3)未収運用受託報酬	190,524	190,524	-
(4)未収投資助言報酬	-	-	-
(5)長期差入保証金	62,492	62,492	-
資産計	1,377,703	1,377,703	-
(1)未払金	198,875	198,875	-
(2)関係会社未払金	18,174	18,174	-
(3)未払法人税等	65,501	65,501	-
負債計	282,550	282,550	-

## (注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項

#### (資産)

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬 これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており ます。

#### (5)長期差入保証金

長期差入保証金の時価については、賃貸借契約の内容及び敷金の性質から帳簿価額にほぼ等しいため、 当該帳簿価額によっております。

#### (負債)

(1)未払金、(2)関係会社未払金、(3)未払法人税等

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
出資金	10,000

上記については、市場価格がなくかつ将来キャッシュフローが約定されておらず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

## (注3)金融債権等の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

## 前事業年度(平成23年3月31日)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
(1)現金・預金	878,260	-	-	-
(2)未収委託者報酬	89,596	-	-	-
(3)未収運用受託報酬	148,138	-	-	-
(4)未収投資助言報酬	16,627	-	-	-
(5)長期差入保証金	-	62,708	-	-
合計	1,132,621	62,708	-	-

#### 当事業任度(亚成24年3日31日)

当事業年度(平成24年3月31日)				(単位:千円)
	1 年以内	1 年超	5 年超	10年超
	14以内	5 年以内	10年以内	104位
(1)現金・預金	1,027,027	-	-	-
(2)未収委託者報酬	97,659	-	-	-
(3)未収運用受託報酬	190,524	-	-	-
(4)未収投資助言報酬	-	-	-	-
(5)長期差入保証金	-	62,492	-	-
合計	1,315,211	62,492	-	-

(注4)社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 該当事項はありません。

## (有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係) 該当事項はありません。

## (退職給付関係)

該当事項はありません。

## (持分法損益等)

該当事項はありません。

## (税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度	当事業年度	
(平成23年3月31日)	(平成24年3月31日)	

未払費用否認	4,203千円	4,619千円
未払事業税	4,392千円	5,101千円
資産除去債務	6,724千円	5,948千円
繰延税金資産小計	15,319千円	15,669千円
評価性引当金	15,319千円	15,669千円
繰延税金資産合計	- 千円	- 千円
繰延税金負債		
固定資産(除去費用)	2,527千円	1,811千円
繰延税金負債合計	2,527千円	1,811千円
繰延税金負債の純額	2,527千円	1,811千円

# 2.法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度	当事業年度	
	(平成23年3月31日)	(平成24年3月31日)	
法定実効税率	40.7%	40.7%	
(調整)			
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9%	0.6%	
住民税均等割	0.2%	0.1%	
評価性引当額	6.6%	0.2%	
その他	0.0%	0.5%	
 税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.4%	42.1%	

#### 3 . 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、35.6%となります。

この税率の変更により繰延税金負債の純額及び法人税等調整額に及ぼす影響は軽微であります。

#### (資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

#### (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から12年と見積り、割引率は1.145%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

#### (3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度	当事業年度
期首残高	16,333千円	16,520千円
時の経過による調整額	186千円	189千円
期末残高	16,520千円	16,709千円

(注)前事業年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる残高であります。

## (セグメント情報等)

#### セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 関連情報

#### 1 製品及びサービスごとの情報

前事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

(単位:千円)

	投資信託	投資一任	投資助言	その他	合計
外部顧客への売上高	833,648	314,586	71,856	6,510	1,226,601

#### 当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

(単位:千円)

	投資信託	投資一任	その他	合計
外部顧客への売上高	1,130,901	272,809	57	1,403,769

## 2 地域ごとの情報

#### (1) 売上高

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位:千円)

日本	英国バージン諸島	その他	合計	
917,315	274,447	34,838	1,226,601	

#### 当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

(単位:千円)

日本	英国バージン諸島	その他	合計	
1,234,189	146,929	22,650	1,403,769	

(注)売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

#### (2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域 ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

#### 3 主要な顧客ごとの情報

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位:千円)

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
シンプレクス・グローバル・ インベストメンツ・リミテッド	274,447	投資運用・顧問業

## 当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位:千円)

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
シンプレクス・グローバル・ インベストメンツ・リミテッド	146,929	投資運用・顧問業

## 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

## 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引)

- 1.関連当事者との取引
  - (1)財務諸表提出会社の親会社等

前事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱シンプレクス・ ファイナンシャル ・ホールディング ス	東京都千代田区	370,000	子会社 支配・管理	(被所有) 直接・ 100%	持株会社形式の 子会社支配 被支配 役員の兼任	事務所 施設の 賃貸等	3,967	関係会社 未払金	18,322
親会社の 役員が支 配する会 社	(株)SIMPLEX	東京都千代田区	90,000	資産運用・ 管理	(被所有) 間接・ 31.08%	オフィス共有 事務協力関係	事務受託 収入	6,500	-	-

#### 当事業年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱シンプレクス・ ファイナンシャル ・ホールディング ス	東京都千代田区	370,000	子会社 支配・管理	(被所有) 直接・ 100%	持株会社形式の 子会社支配 被支配 役員の兼任	事務所 施設の 賃貸等	3,487	関係会社 未払金	18,174

## (注)1.取引条件及び取引条件の決定方針等

取引金額は、一般の取引条件と同様に決定しております。

2.取引金額には、消費税等は含まれておらず期末残高には消費税等が含まれております。

- (2)財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等 該当事項はありません。
- (3)財務諸表提出会社の子会社等 該当事項はありません。
- (4)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金		議決権等の所 有(被所有)割 合(%)		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	シンプレクス・グ ローバル・インベ ストメンツ・リミ テッド	英国領 バージン 諸島	50万 米ドル	投資運用業	-	投資一任契約 及び 投資助言契約 役員の兼任	運用受託 報酬 投資助言 報酬 (注1)	202,591 71,856	未収運用 受託報酬 未収投資 助言報酬	120,146 16,627
同一の 親会社 を持つ 会社	シンプレクス・ア セット・マネジメ ント・(香港)・カ ンパニー・リミ テッド	香港	50万 香港ドル	投資信託事務委託業	-	事務協力関係 役員の兼任	委託調査費	1,741	未払金	457

#### 当事業年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金		議決権等の所 有(被所有)割 合(%)		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	シンプレクス・グ ローバル・インベ ストメンツ・リミ テッド	英国領 バージン 諸島	50万 米ドル	投資運用業	-	投資一任契約 役員の兼任	運用受託 報酬 (注1)	146,929	未収運用 受託報酬	163,268
同一の 親会社 を持つ 会社	シンプレクス・ア セット・マネジメ ント・(香港)・カ ンパニー・リミ テッド	香港	50万 香港ドル	投資信託 事務委託業	-	事務協力関係 役員の兼任	委託調査費	9,060	未収金 未払金	289 2,027

## (注)1.取引条件および取引条件の決定方針等

取引金額は、一般の取引条件と同様に決定しております。

シンプレクス・グローバルメント・インベストメンツ・リミテッドとの投資顧問契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額の受取り及び支払いを行っております。

2.取引金額には、消費税等は含まれておらず期末残高には消費税等が含まれております。

#### 2.親会社に関する注記

株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス 非上場

#### (1株当たり情報)

前事業年度	当事業年度
(自 平成22年4月1日	(自 平成23年4月1日
至 平成23年3月31日)	至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額 126,066円89銭	1株当たり純資産額 143,254円79銭
1株当たり当期純利益金額 9,172円13銭	1株当たり当期純利益金額 17,187円90銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に
ついては、潜在株式が存在しないため、記述しており	ついては、潜在株式が存在しないため、記述しており
ません。	ません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

## 1株当たり純資産額

	前事業年度	当事業年度	
項目	(自 平成22年4月1日	(自 平成23年4月1日	
	至 平成23年3月31日)	至 平成24年3月31日)	
当期純利益	67,873千円	127,190千円	
普通株主に帰属しない金額	-	-	
普通株式に係る当期純利益	67,873千円	127,190千円	
期中平均株式数	7.4千株	7.4干株	

# (重要な後発事象)

該当事項はありません。

# <u>次へ</u>

# (1)【中間貸借対照表】

(単位:千円)

期 別		当中間会	計期間末
		(平成24年9	月30日現在)
科目		金	額
(資産の部)			
流動資産			
1 現金・預金			950,545
2 前払費用			9,009
3 未収委託者報酬			111,412
4 未収運用受託報酬			46,323
5 その他			16,531
流動資産計			1,133,822
固定資産			
1 有形固定資産			8,035
(1)建物附属設備	*1	5,588	
(2)器具備品	*1	2,447	
2 無形固定資産			1,249
(1)電話加入権		761	
(2)ソフトウェア	*2	247	
(3)協会基金	*2	240	
3投資その他の資産			71,237
(1)出資金		10,000	
(2)長期差入保証金		61,167	
(3)長期前払費用		70	
固定資産計			80,522
資産合計			1,214,345

期 別	当中間会計期間末
	(平成24年9月30日現在)
科目	金額
(負債の部)	
流動負債	
1 預り金	17,828
2 未払金	27,600
3 関係会社未払金	18,694
4 未払費用	9,827
5 未払法人税等	14,421
6 未払消費税等	4,446
7 前受金	6,669
流動負債計	99,486
固定負債	
1 資産除去債務	16,805
2 繰延税金負債	1,617
固定負債計	18,422
負債合計	117,909
(純資産の部)	

1	1	有伽証分庙山青(内连 '
株主資本		
1 資本金		370,000
2 利益剰余金		
(1)利益準備金	19,980	
(2)その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	706,456	
利益剰余金計		726,436
株主資本計		1,096,436
純資産合計		1,096,436
負債・純資産合計		1,214,345

# (2)【中間損益計算書】

(単位:千円)

	(単位・十〇)
期 別	当中間会計期間
	(自 平成24年4月1日
	至 平成24年9月30日)
科目	金額
営業収益	
委託者報酬	478,681
運用受託報酬	121,355
営業収益計	600,036
営業費用	181,446
一般管理費	*1 367,582
営業利益	51,007
営業外収益	
受取利息	28
その他営業外収益	686
営業外収益計	715
営業外費用	
為替差損	2,969
営業外費用計	2,969
経常利益	48,753
税引前中間純利益	48,753
法人税、住民税及び事業税	12,597
法人税等調整額	194
中間純利益	36,350

## (3)【中間株主資本等変動計算書】

期 別	当中間会計期間
	(自 平成24年4月1日
科目	至 平成24年9月30日)
株主資本	
資本金	

	有価証券届出書(内国
当期首残高	370,000
当中間期末残高	370,000
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	19,980
当中間期末残高	19,980
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	670,105
当中間期変動額	
中間純利益	36,350
当中間期変動額合計	36,350
当中間期末残高	706,456
利益剰余金合計	
当期首残高	690,085
当中間期変動額	
中間純利益	36,350
当中間期変動額合計	36,350
当中間期末残高	726,436
株主資本合計	
当期首残高	1,060,085
当中間期変動額	
中間純利益	36,350
当中間期変動額合計	36,350
当中間期末残高	1,096,436
純資産合計	
当期首残高	1,060,085
当中間期変動額	
中間純利益	36,350
当中間期変動額合計	36,350
当中間期末残高	1,096,436

## 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

期 別	第14期中間会計期間
	(自 平成24年4月1日
項 目	至 平成24年9月30日)

1.固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 主として定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8年~15年 器具備品 3年~15年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法により償却しております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(3年又は5年)に基づく定額法を採用しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定す る方法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引、及び個々のリース資産で重要性が乏しいと認められるものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

2. その他中間財務諸表作成の ための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

#### 会計方針の変更

期 別 第14期中間会計期間 (自 平成24年4月1日

項目

至 平成24年9月30日)

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定 資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による当中間会計期間の損益に与える影響はありません。

#### 注記事項

(中間貸借対照表関係)

第14期中間会計期間末 平成24年9月30日現在

1 有形固定資産の減価償却累計額

建物附属設備 12,807千円 器具備品 20,985千円

2 無形固定資産の減価償却累計額

ソフトウエア2,405千円協会基金210千円

## (中間損益計算書関係)

第14期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1 減価償却実施額

有形固定資産 1,245千円 無形固定資産 140千円

#### (中間株主資本等変動計算書関係)

第14期中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	7,400	-	-	7,400
合計	7,400	-	-	7,400

## (リ-ス取引関係)

第14期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1.オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係わる未経過リース料

一年以内

61,572千円

一年超

242,644千円

合計

304,216千円

#### (金融商品関係)

第14期中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金・預金	950,545	950,545	
(2)未収委託者報酬	111,412	111,412	
(3)未収運用受託報酬	46,323	46,323	
(4)長期差入保証金	61,167	61,167	
資産計	1,169,447	1,169,447	
(1)未払金	27,600	27,600	
(2)関係会社未払金	18,694	18,694	
(3)未払法人税等	14,421	14,421	
負債計	60,715	60,715	

#### 注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項

#### (資産)

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (4)長期差入保証金

長期差入保証金の時価については、賃貸借契約の内容及び敷金の性質から帳簿価額にほぼ等しいため、当該帳簿価額によっております。

#### (負債)

(1)未払金、(2)関係会社未払金、(3)未払法人税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### 注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
区分	中間貸借対照表計上額	
出資金	10	,000

上記については、市場価格がなくかつ将来キャッシュフローが約定されておらず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

#### (有価証券関係)

該当事項はありません。

#### (デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

## (資産除去債務関係)

第14期中間会計期間末(平成24年9月30日現在)

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高 16,709千円 時の経過による調整額 95千円 当中間会計期間の期末残高 16,805千円

## (セグメント情報等)

第14期中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

#### セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 関連情報

#### 1 製品及びサービスごとの情報

			(+12,113)
	投資信託	投資一任	合計
外部顧客への売上高	478,681	121,355	600,036

#### 2 地域ごとの情報

## (1) 売上高

(単位:千円)

日本	英国バージン諸島	その他	合計
524,274	66,604	9,157	600,036

(注)売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

#### (2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、 地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

#### 3 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
シンプレクス・グローバル・ インベストメンツ・リミテッド	66,604	投資運用・顧問業

#### 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

## 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

## (一株当たり情報)

第14期中間会計期間	
(自平成24年4月1日	
至 平成24年9月30日)	

1株当たり純資産額148,167 円04銭1株当たり中間純利益金額4,912円25銭

- (注)1.潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記述しておりません。
  - 2.1株当たり中間純利益金額の算定の基礎は以下のとおりであります。

中間純利益 36,350千円

普通株主に帰属しない金額

普通株式に係る中間純利益36,350千円期中平均株式数7,400株

(重要な後発事象) 該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと (投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3) (4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

#### (1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

#### (2)訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件は発生していません。

#### 第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1)受託会社

名称 : 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 : 342,037百万円(平成24年9月末現在)

事業の内容: 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律

(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

#### 再信託受託会社

名称: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 : 51,000百万円(平成24年9月末現在)

事業の内容: 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律

(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

関係業務の概要 受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部(信託財産の管理等)を行

ないます。

#### (2)販売会社

名 称	資本金の額 (平成24年9月末現在)	事業内容	
SMBC日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める	
シティグループ証券株式会社	96,307百万円	第一種金融商品取引業を	

## 2【関係業務の概要】

#### (1)受託会社

当ファンドの受託者として信託財産の保管・管理を行ないます。なお、信託事務の一部につき、再信 託受託会社に委託することがあります。

#### (2)販売会社

当ファンドの受益権の募集の取扱い、交換に関する業務、買取に関する業務、信託終了時の交換などに関する業務等を行ないます。

#### 3【資本関係】

#### (1)受託会社

該当事項はありません。

#### (2)販売会社

該当事項はありません。

#### 第3【その他】

- 1.目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。
- 2.目論見書の巻末に用語解説等を掲載することがあります。
- 3.届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の主要内容を要約し、「ファンドの基本情報」等として、目論見書の冒頭に記載することがあります。
- 4.目論見書の巻末に約款を掲載し、届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1ファンドの状況」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
- 5.届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- 6.目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- 7.目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
- 8.目論見書に信託約款の全文を記載することがあります。

# 独立監査人の監査報告書

平成24年6月29日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 山崎慎司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本 は当社が別途保管しております。

## <u>次へ</u>

# 独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月20日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 崎 慎 司業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第14期事業年度の中間会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その 原本は当社が別途保管しております。